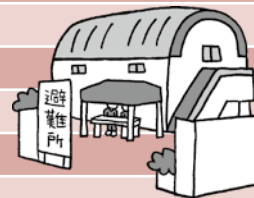


災害時に町民の皆さんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

大地震や風水害によって自宅で過ごすことが困難になった時、一定の期間において生活の場となるのが「避難所」です。今回は、避難所を円滑に運営するために、誰がどのような役割を担うのかを考えてみましょう。

町内の指定広域避難所

名 称	圏域地区
光の森学園	接岨・大間・奥泉・大谷・沢間・桑野山・寺馬・千頭西・千頭東
旧本川根中学校	田代・坂京・柳三・崎平・青部
B & G海洋センター	上岸・前山・小長井・平栗・洗富小幡
三ツ星学園（旧中川根中学校）	水川・上長尾・田野口
三ツ星学園（旧三ツ星小学校）	高郷・八中・梅高
旧中川根南部小学校	下長尾・瀬平・久保尾・下泉・壺町河内
旧中川根第一小学校	藤川
徳山コミュニティ防災センター	徳山
県立川根高等学校	徳山
久野脇コミュニティ防災センター	久野脇
農林業センター（交流施設）	地名



避難所の開設は、被災状況や施設の安全を確認し、町が判断をします。災害発生後、直ちに利用できるわけではありませんので、注意が必要です。

また、自宅について安全性や機能性に問題がない場合は、在宅での生活を継続しましょう。そのためにも、住宅の耐震化、家具の固定、食料の備蓄が重要となります。

※このほかに、5カ所の福祉避難所（特別な配慮を必要とする方の避難所）があります。

避難所の運営体制

「避難所に行けば誰かが何とかしてくれる」という考えではなく、**避難者ひとりひとりが自身にできることを考え主体的に行動する**ことで、誰もが過ごしやすい避難所とすることができます。

自主防災会（自治会）	避難所の開設を主導。 居住スペースの配置やトイレの使用ルールの決定、利用者名簿の作成、要配慮者への配慮など。 (⇒避難所利用者を主体とする「 避難所運営組織 」に体制を移行。)
避難所利用者 ⇒「避難所運営組織」	避難所の運営主体。 避難所開設後、自主防災会などから運営を引き継ぎ、利用者全員をメンバーとする「 避難所運営組織 」を立ち上げる。
施設管理者 (学校・自治会・町)	施設管理（施設・設備の被害状況や安全性の確認など）、避難所の運営支援（施設使用可否や備品使用方法の助言など）。
町	避難所の運営支援（食料や生活用品の供給など）。

※自主防災会（自治会）は、在宅避難者を含めた地域全体を守る諸活動を行う必要があります。また、施設管理者も、施設の修繕や通常運営再開に向けた準備を行う必要があります。このことから、避難所運営が軌道に乗ってきたら、利用者が主体となった体制に移行していくことが求められます。

避難所生活では、全体の運営に関することだけでなく、生活スペースの清掃管理や物資の仕分け作業、要配慮者のサポートなど、さまざまな役割が求められます。いざという時に「**自分なら何ができるか**」を、日ごろからぜひイメージしてみてください。

次回は「地域防災訓練に参加しましょう」を掲載予定

【問】危機管理課 ☎0547(56)2237

内装&外装 塗装工事一式
なかむら塗装

静岡県知事許可 第25802号

川根本町徳山936

中村 剛子（なかむら たかね）

TEL・FAX 0547-57-2840

町リフォーム補助金などのご相談、お見積りは無料です。お気軽にお問い合わせください。